

# 開拓使の麥酒事業

——北海道産業史の一頁——

越 崎 宗 一

開拓使が明治初年北海道の開拓併びに産業振興に功績顯著なりしことは誰人もよく知つて居る。筆者は其全般に互つて述べようとするのではない、今日 “The beer that made Sapporo famous” を叫ばしむるに至つた本道の麥酒事業が本邦斯業の先驅をなす者であり開拓使が生みの母育ての親であつたことを述べんとするにとどまる。而も開拓使の方針は明治新政府の意志を繼ぐものであり明治政府の思想は近世初頭に於ける産業保護の説に出づるものである。

一八四六年十一月 Kurtstein にて自殺せる不遇の經濟政策學者 Friedrich List の著名なる一書 *Das nationale System der politischen Oekonomie* に論ぜられたる幼稚産業保護の説は商政學上近世保護主義を理論上實際上頗る力強きものとした。これは List 自身が Württemberg 議會議員たりし時餘りに官僚を攻撃せる爲政府及官吏を侮辱せるものなりとの理由で議席を失ひ祖國を追はれて一八二五年アメリカに逃れ彼地で彼が實際にアメリカ保護主

義の成功によつて動かされたことに據る處多しと云はれてゐる（大西猪之介經濟學全集第八卷二七三頁以下）。即ち十八世紀中葉以來英國は産業革命の時代に入り工業界の一大飛躍あり、後進國たるアメリカの産業は英國に壓せられんとする状態に陥り、一七八九年アメリカ中央政府の確立と共に内國幼稚産業保護特に工場制度の普及に専ら意を注ぎ一八一六年以降 *tariff* がアメリカに渡る迄約十年間は關稅は高めらるゝ一方であつた。爲に又國內工業の發展は其無盡藏なる原料と相俟つてこゝにアメリカ産業革命時代に入ることゝなつた。*tariff* はアメリカの此經驗を目のあたり見るることによつてこれを獨乙にも行はんとしこゝに英國の自由貿易政策に對抗すべく彼の保護政策を主張したのである。永遠の理想は世界自由貿易にして而も後進國の現實政策は幼稚産業保護即ち保護政策を餘儀なくされる。泰西先進國に遙に後れて開國せる明治新日本は *tariff* の叫べる現實の大地に歩を即して進まんとした。曰く産業の保護獎勵。*tariff* 歿してより正に二十有餘年。

明治經濟史を繙く者は誰しも日本が餘りに巧みに外國資本主義の模倣に成功せる點に驚くであらう。歐米とは格別に人種を異にし政治風俗を異にし且交通不便なりしに拘らず明治維新以後の我經濟の發達こそ誠に世界の一脅威であつたに相違ない。嘉永六年ペリー浦賀に來りてより徳川封建制度は正に其崩壞を曝露せんとし、開國か攘夷かの一大問題を解決するに當つても徳川幕府は全く財政の窮乏に當惑した。幕府は遂に農業本位封建制度の一大改革を爲し得ずして明治革新政府に其地位を譲らざるを得なかつた。ペリー來朝の打鐘によつて我日本に與へられた變革は即ち開國通商換言すれば先進資本主義國との交易による我日本の資本主義化だつた。此立役を勤めたものが實に明治政府であつた。既に資本主義競争のスタートに於て後れをとつた日本は専ら海

外制度文物の模倣吸収に努めた。而して其目標は富國強兵にあつた。由來日本人は戦争には強き自信を持つ。欲するものは要するに富と軍器にあつたのである。

新政府の方策は米本位の封建制度を打破して貨幣本位の——換言すれば商工本位の經濟制度の樹立にあつた。而も時代は士族の商法用を爲さず新時代の *captains of industry* 未だ興らず、新政府の方策は民業振興助長又は指導政策を主とした。即ち國庫の剩餘金を民間人材に貸付け産業發達を促進せしめ更に非打算的に先進資本主義國より機械文明を移植し先づ官營模範工場を設置した。收支計算は勿論度外視し先進國資本主義制機械生産を民間に示すことを目的とした。

明治中央政府の新政策は北海道に於ては即ち開拓使の政策となつて現はれた。由來北海道即ち蝦夷地は長らく松前藩によつて治められて居たが其政治頗る姑息の故を以て不絶幕府は其統治に注意を怠らなかつた。松前藩の蝦夷政策は蝦夷地の開發を目的とはせず、領内を主の場所、臣の場所に分ちて之を請負人に請負はしめ、請負人は運上金を納めて米味噌酒等を以て蝦夷人の鯡鮭昆布其他の産物と物々交換をなすの權利を得た。即ち蝦夷に耕作の法を教へず和人の濫りに蝦夷人と取引するを禁じた。請負は總て運上金を高く納めんとする者に許さるゝが故に請負人は自然蝦夷人を誅求するの結果となり、又は物々交易に於ける交換比率等に就て不絶紛争を生じた。且つ徳川幕府は松前藩の威力振はずして北邊の防備を完ふすること能はざるを悟り（ロシアは屢々北邊を覬覦し幕府の神經を悩ました）寛政十一年東蝦夷を直轄して場所請負を廢止するなど種々改革に意を用ひた。文政四年幕府は全蝦夷地を松前藩へ還したが安政元年箱館開港につき箱館奉行を置き同二年蝦夷地警衛併びに開拓の爲め福山江差地方を除く本道全部を直轄に復した。明治元年明治政府立つと共に本道には箱館裁

判所を置き改めて箱館府となしたが翌年開拓使を置き、八月蝦夷の名を廢して北海道と命名した。明治政府が泰西産業の移植を計つた精神は亦實に開拓使の本道開發の精神であつた。即ち産業を興すにも未だ本道へ移住せし人々のみにては資力も無く、云はゞ赤手空拳以て新天地を開發せんとする類のみであつたが故に總て開拓使が産業を自ら經營開始せねばならなかつた。黒田長官は明治四年海外に洋行し、日本の選抜學生を海外に留學せしむると同時にアメリカ農務局長 Horace Capron を開拓顧問に、Capron の推薦にて地質工作鑛山舍密長に Thomas Antisell を、地理測量教師に A. G. Warfield を雇入れ開發併びに産業指導に資せんとした。之等アメリカ人は前述の如く新アメリカの開拓に於て主役を勤めし人々であつた。廣漠たるアメリカ大陸の開拓に努力せる之等の人士は今や我邦北邊の北海道に來つて祖國に於けると同様の思ひで計畫を立て日本人を指導した。明治四年札幌に開いた札幌官園（育種場）は先づ農牧業の基礎をつくり、工業方面に於ては今こゝに述べんとする麥酒釀造を始めとし葡萄酒味噌醬油釀造製粉業紡績業製紙業製鋼業製油業罐詰業製革業等各方面に亙り夫々官營工場を興して本道工業の永遠の大計と基礎を造つた。

今こゝには開拓使が興した事業の中で、今日迄に最も成功したものゝ一つ——麥酒事業に就いて述べて見よう。

黒田長官の偉かつた點は本道開發指導者を先進國——アメリカ——に求めたことにある。顧問ケプロンを始めアンテイセル、ワルフイールドも共に本道開發の大思人である。本道の開發が内地府縣に比して割合に早く進みたるは之等雇外人の献策を容れ幾多の泰西文明的施設を他府縣に率先して採用したるにある。先づ農業上

に於ては外國種の草木獸畜等を本道に移すに當り、直ちに風土氣候の異なる本道に移さず先づ之を東京青山官園に移し試験の結果之を七重試験場に移し續いて札幌官園に移し初めて其風土に適するものを採りて栽培飼養することゝした。札幌官園は明治四年北六條の西借樂園内に三千六百坪の地を墾して試験所と稱し米國より購ひたる小麥及裸麥甜菜甘藍玉葱等五六種を試植したるに始まつてゐる。其後更に其地域を擴張し其種類も増したが麥酒の原料たる大麥も米國種、獨乙種、埃太利種等を試植し其收穫頗る饒にして且つ品質良好の結果を得た。且つ麥酒に獨特の苦味を與ふるホツプも本道風土には適當してゐることが明にされた。開拓使日誌によれば明治五年アンテイセルは左の通り建言してゐる。

#### アンテイセル建言略

第三條 其他北海道ニ培養スベキモノハ「ホツプ」草ナリ蝦夷ノ南方ニハ天然繁生スル者往々之アリ其土地ニハ必ず培養ノ「ホツプ」モ能ク繁茂仕ベク候尤モ天然生ノモノモ麥酒ヲ釀成スルニ足り申スベクト奉存候二十封度ヨリ二十五封度迄「ホツプ」ヲ此表へ御取寄相成候ハ、横濱ニテ一人ノ釀造家ヲ雇ヒ用ニ適スルヤ否ヲ試ミ申ベク候若シ用ニ適セザル時ハ英國ノ「ホツプ」御植付ニ相成候ハバ二年ヲ不出シテ巨多ノ「ホツプ」御國用或ハ輸出物ニ供シ候様可相成候

千八百七十二年七月二十九日

トーマス・アンテイセル

#### 黒田開拓使次官閣下

開拓使は本道産大麥の利用を目的とし農業工業兩者の發達を計らん爲麥酒事業を興すことゝした。麥酒製造所は明治九年六月二十七日起工同年九月八日に竣工した。

開拓使の麥酒事業

一五六

酒類製造場落成ノ義上申

葡萄酒製造場建營ノ義本年六月二十三日ヨリ着手同年八月三十一日落成致し、麥酒製造所ノ義ハ同六月二十七日ヨリ着手本月八日落成致候條此段併テ上申候也

明治九年九月八日

札幌在勤

長官 黒田清隆殿

中判官 堀

基

場所は現在サツポロビール醸造工場の在る處で其醸法普國製に倣ひ冷製麥酒と呼んだ。開拓使事業報告(第三編七七七頁)には

〔明治九年〕九月本場ヲ札幌雁來通ニ築ク其醸法普國製ニ倣フ命テ冷製麥酒ト曰フ札幌官園及同地方播種ノ大麥概ネ皆外國種ニ係リ收穫頗ル饒ニ品位最美ナリ之ヲ買得シテ麥酒ヲ醸スモ草創諸事未夕整ハス釀額僅ニ二百石ニ過ス

と載せられてゐるが當初は本道産の大麥を直ちに原料となしたるには非らざることとは明治九年開拓使公文録の左の記事によつて知られる。

麥酒製造方着手ノ義上申

麥酒製造用大麥東京表ヨリ送附相成候ニ付今二十一日ヨリ醸造着手候段該廳ヨリ申出候條此段上申候也

明治九年九月二十一日

札幌在勤

中判官 堀

基

長官 黒田清隆殿

且つホツプは始め輸入品を用ひたるも明治十年四月札幌にホツプ園が設けられた。ホツプ園に就ては札幌區史（札幌區役所編明治四十四年七月發行）に載せる處詳しきが故にこゝに移載することゝしよう。

**葎草園** 葎草園は明治十年四月今西三丁目通北二條より北五條に至る間に開設せる者なり。先是中川清兵衛麥酒製造所の傍に經營せし事あり。其面積五千五百坪、米國種六百四十四株、獨乙種二百一株を栽植せしに善く繁茂す。十一年五月又米國種六千七百七十二株を栽ゆ。十二年更に同園を三ヶ所に設け第一第二第三第四號葎草園と稱す。合計一萬四千二百六十五坪餘、葎草數六千六百五十二株、十三年一月農學教師「ペンパロー」葎花を分析す。其百分中の浸劑は米國産二七、二三札幌産米國種二八、〇三。同獨國種三〇、七五。同野生種二四、三四なり。五月更に三千二百十株を第四號園に栽ゆ。該種は花輪小にして收穫少し蓋し良種に非ず。八月葎花製方所を第一號園に設け各種葎花繁茂の狀及製品の良否を驗するに米國種を最とす。十四年悉く他の種類を廢し専ら米國種を栽ゆ。

本邦に於てホツプ園が設けられたるは之を以て嚆矢とする。且つホツプの品質に於ても外國より輸入品に比して大して劣らざりしは

醸造用葎花初メハ米國ヨリ購入スレドモ當地栽培ノ外國種葎花一年ヨリ繁茂シ其花粉香氣トモ敢テ輸入品ニ讓ラズ

と開拓使事業報告（明治十二年の條）に見えてゐる。かくて開拓使の所期する如く麥酒の原料は漸次自給自足の域に達しつゝあつたのである。尙當時の麥酒製造方法に就ては開拓使事業報告（第三編七七頁以下）に詳

細に記述せられてゐるが專問的に互るからこゝには記載しないこととする。

麥酒の貯藏所に就ては同じく開拓使事業報告に

〔十二年〕三月高島郡手宮埠頭ノ側ニ於テ一ノ岩窟ヲ鑿チ屈曲シテ光線ノ透入ヲ防キ麥酒罐詰等各輸出ノ際一時貯藏ノ所トス其構造浦鹽斯德地方ノ法ニ倣フ

と出てゐる。これはその前年（明治十一年）八月二十四日開拓少書記官鈴木大亮、浦鹽へ出張を命ぜられて出發し開拓長官黒田清隆に提出せる復命書『浦鹽斯德紀行』（明治十二年十二月印刷開拓使）に同地の麥酒醸造所を札幌と比較して記述し岩壁に設けられた冷蔵庫に就ても詳しく論じてあるので大亮歸道後其實現に至つたものである。浦鹽の麥酒醸造所も露國人ガレーツスキイ、墺國人フルミツシオン協力して獨乙人シモレクを雇ひ醸造せしものにて全く普法に依りたるものである。（此手宮の岩窟貯藏所は何時頃まで使用せられてゐたものか不明であるが、場所は現在古代文字に至る道路に面し高架棧橋に至る鐵道線路の下に位し大正の初め頃までは乞食の住家として其まゝ有つたといふことを一古老から聞いた。）

出來上つた麥酒は樽に詰められたが、當時麥酒といふものを世人に如何宣傳すべきかに就て腐心したものと見える。開業式の麥酒製造所の寫眞によれば工場前に樽を積み重ね、其樽に大きく一字づゝ字が書かれてあつてそれを縦つて讀むと次の如くなる。

「麥とホツプと製すれば麥酒といふ酒に成る」

麥酒を詰める瓶を手に入れるにも大分苦心したらしく九年八月十九日鈴木大亮より堀中判官、調所少判官宛てた書翰にも



其表ニ於テ麥酒併葡萄酒製造相成候處追々フランスコ入用ニ可有之一時ニ買上候テハ自然高價ニモ可相成ニ付些少ノ事ニハ候ヘ共即今ヨリ注意シ置キ官用ニ供シタル空フランスコ都テ貯置候様其筋ヘ御達相成度尤モ官員其他ニテ自用ニ供シタル分ハ相當代價ヲ以テ買上ノ手順御立置有之度云々

と見えてゐる。つまり當初は舶來の空瓶を使用したのであるが後には肥前燒の陶器を以てせることが開拓使事業略記に載つてゐる。此陶器製の麥酒瓶も現在では始んど一本も残つてゐないらしい。

開拓使麥酒の初めて市場に出たのは何時頃か明かでないが、明治十年一月九日東京表より札幌宛てに「今度玄武丸便ヲ以テ爲試驗少々御差廻有之度」との書翰に對し、同年札幌より東京へ宛て、

本年一月九日付札第九號ヲ以玄武丸便ニテ當地醸造ノ麥酒爲試驗可差廻旨御掛合ニ付札第三十一號ニテ四月末五月差入ナラデハ輸出難旨及回答候當客歲獨乙ヨリ取寄候酵種ハ發酵ノ氣力薄弱ニシテ……五月末頃迄ニハ逐次少々ツ、差廻候様可相成云々

といふ文面より察すれば東京へ品物の到着せるは六月以後といふことになる。明治十年九月十一日讀賣新聞には次の様な廣告が出てゐる。

一、札幌製麥酒左の定價を以て芝山内開拓使出張所假設博物場に於て拂下候條此段廣告候也

開拓使勸業課

大瓶	麥酒	拂下
定價一瓶代價		十 六 錢
一ダース		一圓六十錢

開拓使の麥酒事業

十グース

十五圓二十錢

麥酒の販賣につきては開拓使廳より賣捌方を命じた者と、希望により販賣せしむる者とあつて、受賣營業稅は前者には免ぜられたことが記録に見えてゐる。

御使札幌御本廳ニ於テ試驗ノ爲製造ノビール葡萄酒等拂下云々御照會ノ趣了承右ハ人民ノ願ニ依リ定價拂下ノ上時價ヲ以テ販賣ノ者ハ勿論受賣營業稅徵收可致儀ニ有之候へ共其御廳ヨリ賣捌方御申付相成候者ニテ他ヨリ一切受賣不致尋常受賣營業人ト不紛取締相立候上ハ徵稅不及義ト存候此段及御回答候也

十一月十日

租 稅 局 長

出來上りたる麥酒の世上に於ける評判を調べて見るに開拓使事業報告に依れば

曩ニ獨國釀造學士「オコルセツト」ニ品評ヲ請シニ札幌冷製麥酒ハ實ニ良好ニシテ日本釀造ノ麥酒ニシテハ一ノ缺點ナク透明ニシテ沈澱物ナク充分ニ炭酸ヲ含有セリ余嘗テ味ヒタルモノニ比スレハ大ニ改良スト雖モ其色合ニ於ル未タ充分ナラサル所アリ因テ其改良法ヲ書シテ中川氏（筆者註、中川清兵衛氏ハ先キニ獨乙ニ於テ麥酒釀造ヲ研究シ得テ專ラ本場ノ釀造ヲ擔當セル人）ニ贈レリ余嘗テ醴ノ煮方及麥酒醱酵等ニ就キ中川氏ニ忠告セシニ同氏善ク余カ言ヲ用ヒ麥酒ハ醇良ノ飲料トナリ浸劑ヲ含ム亦百分ノ六四ノ多キニ至レハ久ク酸敗ノ憂ナカルヘク此冷製麥酒ハ横濱釀造ノ麥酒ニ勝ルコト遠シト

とあつて當時我邦で釀造された麥酒の内で最も品質が良いと云はれた。當時我邦には横濱で英人コプランの造れる天沼ビール、山梨縣甲府に野口正章の造れる三ツ鱗麥酒があつたが後者はコプランを招聘して傳習を受け

たといふことである。又同報告に

〔十三年〕十月曩ニ比較艦「ベルシヤ」地方ニ回航ノ際試ニ若干ヲ贈リシニ數月ヲ經ルモ味變セサルノ報アリとあつて比較的好評であつたらしい。

醸造石數は現今より見ると極僅少のもので左の通りである。

種	目	九	十	十一	十二	十三	自十四年七月 至十五年二月
高造醸	石	一〇〇・〇〇	一五〇・〇〇	一八〇・〇〇	一六九・八二五	三三〇・三二〇	一〇八・〇〇〇
	價 格	二、三四六・二五〇	三、五七七・二九〇	四、一七六・七二〇	六、七九三・六九〇	一三、二一六・〇六〇	三、九一五・〇〇〇

然るに明治十五年開拓使廢止せらるゝに及び開拓使札幌本廳物産局麥酒醸造所は開拓使より農商務省工務局の所管に移り、翌十六年二月北海道事業管理局工業事務所の所管に移つた。然しこれは單に麥酒醸造所のみでなく開拓使經營の葡萄酒醸造所、味噌醬油製造場、製鋼所、紡績場、製粉場、鍊鐵所、鑄造所等工業關係の工場が全部北海道事業管理局工業事務所に移されたのであつた。當時所長は長谷部辰連、副長は岩藤敬明であつた。

事業管理局は要するに開拓使から之等工業を引繼いだのみであるから開拓使程に創立の辛苦は味はかつたであらうが官營工業として民間に範を垂れるには中々經營の苦痛を嘗めた。麥酒醸造所は明治十九年北海道廳の設置と共に其所轄に移り、二月東京府民大倉喜八郎へ拂下げらるゝこととなつた。其間約四ヶ年の狀況に就ては道廳所藏北海道事業管理局沿革誌によつて大略こゝに述べることにする。

元來本道麥酒は本道農産を消流する目的であつたが爲に小規模を以て始めた處事業管理局の所管に移つた頃には本道の需要多量にして東京其他の需要に應ずるに足りなかつた。大阪、神戸、越前、加賀、新潟方面より續々と注文が来るので明治十六年七百ダースを送つて試賣せしめた處頗る好成績であつた。そこで事業擴張の必要を感じ總醸造高一千石を目標として、十七年九月増築に着手し器械を購入した。然るに當時東京物産取扱所に送荷せし麥酒に變質物を生ぜしことあり、且つ貯藏麥酒に損傷多く出で、加へて外國麥酒及び京東櫻田麥酒等競争品出現し地理上の不便よりして頗る其販路を阻害された。

賣捌方法は從來麥酒罐詰に限り本局に於て賣捌をなし、道内は直接、道外は東京箱崎町物産取扱所をして一手賣捌かした。然るに物産取扱所に停滯するストック少なからざるを以て大取次人二人を設け之に賣捌かした。大取次人は五千圓の公債證書を擔保に入れ麥酒罐詰の定價一割引を以て拂下を受けた。即ち従前麥酒一本販賣價格二十一錢なるを十九錢に改正し大取次人の拂下價格を十七錢一厘とした。十七年十一月には大取次人の擔保は五百圓に低減された。

右を以て見れば管理局に移管されてからは前途有望を見込んで増築せる處種々障害の爲賣行不振を來し當局者は頗る苦境に立つた。十九年一月北海道廳設けらるゝに及び道廳所管となり、二月大倉組へ土地、家屋、器具等一切を代金二萬六千七百七拾貳圓を以て拂下ぐるこゝなつた。大倉喜八郎は東京府民澁澤榮一外三名と共に本場の組織を改めて札幌麥酒株式會社の設立を出願し明治二十一年認可を附與せられた。かくて開拓使が創設せる本業は民間に移されて花は實を結び明治大正六十年の産業發展の順潮に乗ることとはなつた。